

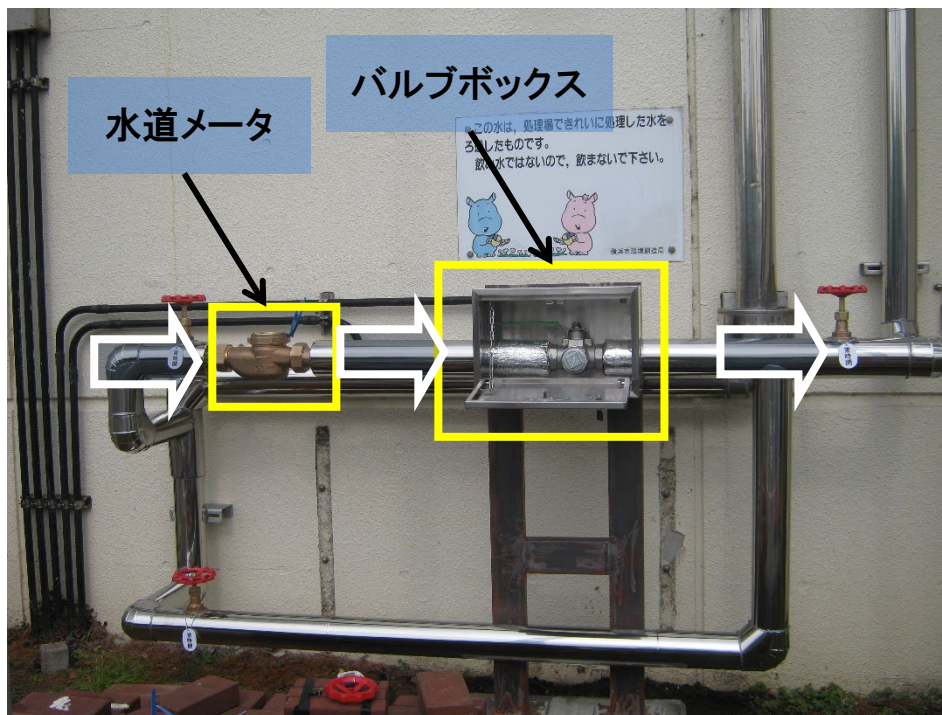
再生水供給装置の利用方法

1 再生水供給装置

(1) 販売場所及び販売時間

水再生セクター	住所	電話番号	販売時間
北部第二	鶴見区末広町1-6-8	503-0201	月曜日から日曜日（祝日も可） 午前8時45分から午後5時まで
神奈川	神奈川区千若町1-1	453-2641	
中部	中区本牧十二天1-1	621-4114	
都筑	都筑区佐江戸町25	932-2321	
金沢	金沢区幸浦1-17	773-3096	月曜日から金曜日（祝日は不可） 午前8時45分から午後5時まで
栄第二	栄区长沼町82	861-3011	

(2) 装置配置図



2 再生水供給装置ご利用方法

給水車等で来場し、給水ホースを給水車等に挿入した上で以下の手順で給水します。

(1) バルブボックスを契約時に渡す「再生水利用キー」で開けてください。



図1 バルブボックス



図2 再生水利用キー



①

閉から開へ



②

開状態

(2) 利用前の水道メータ指示値を「再生水利用実績報告書」に記入してください。読み値は00.0m³まで記入してください。

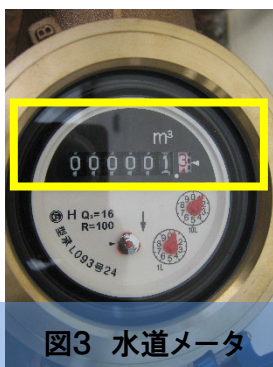


図3 水道メータ

EXSSR05005

検算○ **再生水利用実績報告書 (Ver. 2)** 月分

利用者番号 (鍵番号)		業者名		
連絡先	電話	電子メール		
北部第二	0.0	神奈川	10.5	
		中部	0.0	
都筑	0.0	栄第二	0.0	
		その他	0.0	
			合計	10.5

鍵枝番	利用施設 (センター名)	利用日	利用時刻	使用前メータ指示値	使用后メータ指示値	利用水量 (m ³)
1	神奈川氷再生センター	12月5日	13:30	10525.3	10535.8	10.5
2						

(3) 給水用弁を「開」（取手を手前に引く）とすると、給水を開始します。

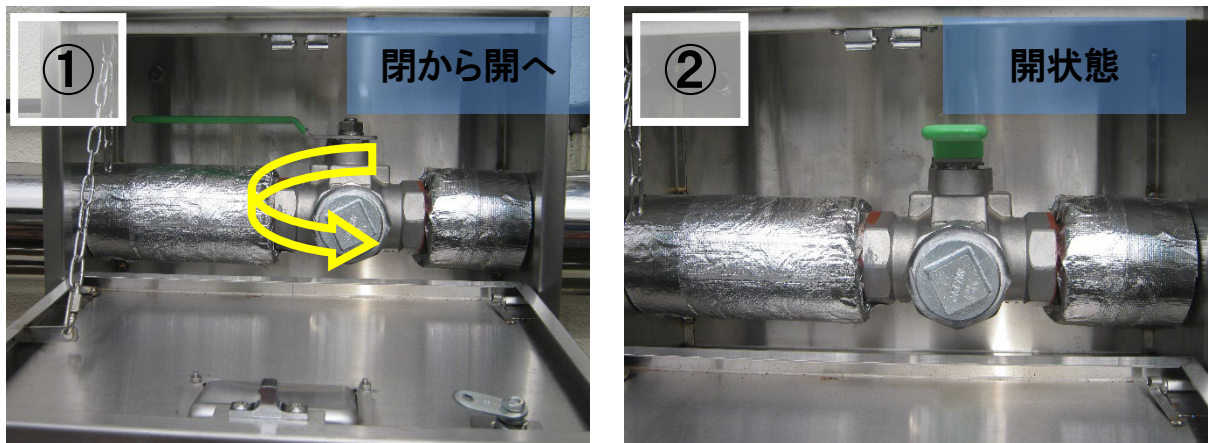


図4 給水用ボール弁

(4) 給水完了後、給水用弁を「全閉」、「再生水利用キー」でバルブボックスを閉じてください。給水用弁はホースから水が完全に出なくなるまで奥までゆっくりと押し込んでください。

(5) 「再生水利用実績報告書」に利用後の水道メータ指示値、利用水量を記載してください。

3 利用水量の報告方法

(1) 送付資料

再生水利用実績報告書

(2) 送付方法、期限

翌月の5日までに電子メールに添付して送付してください。

E-mail: gk-saiseihanbai@city.yokohama.lg.jp （やむをえない場合はFAXも可）

(3) 電子メールの件名

【再生水利用実績】月、業者番号 としてください。

（例） 【再生水利用実績】4月、100番

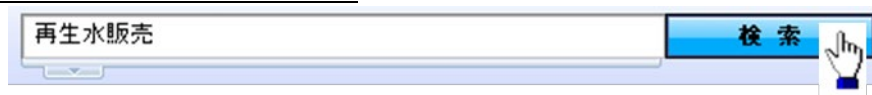
(4) 利用しない月の場合

ご利用にならなかった月につきましても報告をお願いします。

4 WEBページの紹介

販売場所の状況（給水停止情報）はWEBページに掲載しております。また、「再生水利用申請書」や「再生水利用実績報告書」等の各種様式をダウンロード可能ですのでご活用ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/torikumi/saiseihanbai.html>



5 ご利用上の注意

- (1) 利用センターによりご利用可能日が異なりますのでご注意ください。
- (2) 金沢・栄第二水再生センターをご利用する方は、門扉から供給装置までの道路以外は通行しないでください。
- (3) 給水バルブはバルブボックスの中にあります。バルブボックスには下水道施設管理課にてお渡しする再生水利用キーにより開けていただき、供給の終了後はバルブボックスの扉を確実に閉めてくださるようお願いいたします。
- (4) 再生水利用キーは共通ですので、販売場所すべてで利用可能です。
- (5) 再生水運搬手段（タンクローリー）以外の場所へ放水したままの状態では放置することがないようお願いします。また、ホースがはずれた時などは、あわてずに給水バルブを全閉とし、水再生センターの職員に連絡くださるようお願いいたします。
- (6) 供給装置が故障した場合は、当該水再生センターの電話番号にご連絡ください。また、復旧に時間が要する場合は最寄りの水再生センターをご利用ください。
- (7) 供給の終了後はホースを元にあった場所に戻してください。
- (8) 「再生水利用キー」は貸与品ですので絶対に紛失しないでください。紛失した場合は、速やかに下水道施設管理課に報告するとともに、「再生水利用キー」製作費用を利用者が負担するものとして。また、契約期間終了後は速やかに返却してください。
- (9) 「再生水利用キー」は、契約を締結した利用者のみが利用できるものであり、第三者への貸し出しは行なわないでください。
- (10) 「再生水利用キー」の複製は行なわないでください。
- (11) 都合により給水を停止する場合は事前にWEBページに停止日を掲載しますが、故障等の対応により事前予告なく給水停止する場合がありますのでご了承ください。

6 問い合わせ先

所属：横浜市下水道河川局施設管理課

住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10（29階）

電話：671-3969 / FAX：641-4870

E-mail: gk-saiseihanbai@city.yokohama.lg.jp